

原 発 本 第 2 6 8 号

平 成 3 1 年 1 月 2 2 日

原子力規制委員会

原子力規制庁 殿

九 州 電 力 株 式 会 社

代表取締役 社長執行役員

池 辺 和 弘

玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請に係る重複する案件について

当社は、平成 22 年 2 月 8 日に玄海原子力発電所の原子炉設置変更許可を申請（以下「既申請①」という。）及び平成 29 年 12 月 20 日に玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可を申請（以下「既申請②」という。）しておりますが、この度、既申請①を補正するとともに使用済燃料乾式貯蔵施設の設置に係る発電用原子炉設置変更許可を申請（以下「後申請」という。）することと致しました。

従いまして、既申請①及び既申請②と後申請が重複することになりますが、当社としましては、使用済燃料貯蔵容量の確保及び信頼性向上により安全・安定運転の継続を図ることが必要と考え、既申請①案件を後申請案件より優先して審査して頂きますようお願い致します。

また、既申請①と既申請②が重複することになりますが、当社としましては、相互の申請内容に安全上の関連はないと考えておりますので、これらの案件に対し審査を受ける優先度を付けず審査して頂きますようお願い致します。

なお、いずれかの申請の許可後、他方の申請に対する補正を実施する予定です。

【既申請①案件】

1. 申請書名：玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
(3号及び4号発電用原子炉施設の変更)
2. 申請日：平成22年2月8日(原発本第326号)
(平成22年11月24日付け原発本第184号及び平成31年1月22日
付け原発本第266号で一部補正)
3. 変更の理由：
 - (1) 3号炉の使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力を変更する。
 - (2) 3号炉の核燃料物質取扱設備の一部及び使用済燃料貯蔵設備を
3号炉及び4号炉共用とする。
 - (3) 蒸気発生器保管庫(1号及び2号炉共用、既設)を1号炉、2
号炉及び3号炉共用とし、3号炉の原子炉容器上部ふたの取替え
に伴い取り外した原子炉容器上部ふた等を貯蔵保管する。

【既申請②案件】

1. 申請書名：玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
(3号及び4号発電用原子炉施設の変更)
2. 申請日：平成29年12月20日(原発本第253号)
(平成30年11月8日付け原発本第231号で一部補正)
3. 変更の理由：3号炉及び4号炉の特定重大事故等対処施設を設置する。

【後申請案件】

1. 申請書名：玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書
(3号及び4号発電用原子炉施設の変更)
2. 申請日：平成31年1月22日(原発本第267号)
3. 変更の理由：1号、2号、3号及び4号炉共用の使用済燃料乾式貯蔵施設を設置
する。